



答 申 第 9 2 5 号
令和 3 年 3 月 23 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年3月23日付け神行住第2492号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 肝炎ウイルスの無料検査の個別勧奨を行うため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、効率的に勧奨対象者を抽出することができ、肝炎ウイルス検査の受診率の向上に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勸奨の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 925

【住民基本台帳情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別

※毎年度 45 歳～70 歳を迎える 5 歳刻み年齢の神戸市民のみを対象とする

○

○



答 申 第 926 号
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 23 日付け神健健第 2172 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 肝炎ウイルスの無料検査の個別勧奨を行うため、住民基本台帳情報と肝炎ウイルス検査受診者情報を電子計算機処理し、勧奨対象者を抽出することは、肝炎ウイルス検査の受診率の向上に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勸奨の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 926

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【住民基本台帳情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別

※毎年度 45 歳～70 歳を迎える 5 歳刻み年齢の神戸市民のみを対象とする

【対象者情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・年齢

【肝炎ウイルス検査情報】

- ・受診日
- ・実施機関
- ◎検査結果 (検査内容) HCV 抗体検査 (必要に応じて HCV 核酸増幅検査)
HBs 抗原検査

【陽性者フォローアップ】

- ・精密検査受診日
- ・受診医療機関 (病院名・主治医)
- ◎精密検査結果 (病名)
- ◎治療状況・内容
- ◎医療費助成の有無